

## 生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る ガイドラインの策定について

### 1. 趣旨

今国会に提出している児童福祉法改正法案においては、生後4か月までの全戸訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業については養育支援訪問事業として位置づけることとしている。こうしたことを踏まえ、各事業の効果的な実施と全国的な普及を目指し、これらの事業の内容や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携等について整理し、自治体が取り組むための具体的なガイドラインを作成する。

### 2. 作成手順

標記事業について、本会議でのご意見を踏まえたガイドライン素案を作成し、その後自治体の意見等も踏まえた上でガイドラインを作成する。

### 3. スケジュール

年 月		内 容	作 業
H20年度 上半期 6月 7月	ガイドライン素案検討	第1回有識者・実務者会議 第2回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討 ガイドライン素案議論
下半期	ガイドライン検討	夏を目途に ガイドライン素案を自治体に提示 年内に2回程度 有識者・実務者会議を開催	自治体意見を踏まえガイドライン検討
		年度内に ガイドライン完成	

4. 有識者・実務者会議メンバー

(50音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
一 條 浩	埼玉県中央児童相談所 副所長
来生 奈巳子	国立看護大学校 准教授
児玉 紀久子	習志野市 保健師
笹井 康治	沼津市子育て支援課 課長補佐
佐藤 拓代	東大阪市保健所 所長
関岡 千津野	松山市子育て支援室 保育士
中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

5. その他

●事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 虐待防止対策室  
 // 母子保健課（オブザーバー）